

令和 8 年度外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル募集要項

1 業務の趣旨

小中学校が連携しながら言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成し、国際化に柔軟に対応できる個性と創造力を備えた心豊かな児童生徒を育成することを目的として、高槻市立小中学校に 15 名の外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣するものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 : 令和 8 年度外国語指導助手派遣業務
- (2) 業務内容 : 別紙 1 「令和 8 年度外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 : 契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで
- (4) 限度額 : 49,900,000 円（消費税等額を含む）

3 参加資格要件

参加しようとする業者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 高槻市財務規則（平成 7 年高槻市規則第 13 号）第 107 条に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年度法律第 154 号）、破産法（平成 16 年度法律第 75 号）若しくは、民事再生法（平成 11 年度法律第 25 号）に基づく申立てをしておらず、同法の適用を受けていない者であること。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (7) 令和 2 年 4 月 1 日以降に、近畿 2 府 4 県（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の地方公共団体から小中学校における外国語指導助手派遣業務を受注し、その全てにおいて遅滞なく履行を完了した実績を有していること。

4 本要項の交付期間、場所及び方法

令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 11 日（木）正午まで本市ホームページにおいて交付します。

5 提出書類

(1) 応募書類（各 1 部提出）

- ① プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
- ② 業務実績について（様式第 2 号）
- ③ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受けていることを証明するもの。（令和 7 年 4 月 1 日現在有効なもの）

(2) 企画提案書等（各 1 2 部）※応募事業者名を入れず無記名で作成すること

- ① 企画提案書（様式任意 A 4 版 2 0 ページ以内）
- ② 業務に係る費用とその内訳（時間単価の税込み及び税抜き金額を明記のこと）

6 企画提案書の内容、記入上の注意事項

- (1) 英語教育に関する企業理念
- (2) 本事業に関する社内組織（担当スタッフ数とその業務内容、教育委員会・学校との連絡など）
- (3) A L T の採用・管理について（採用基準、配置前・配置後の研修、管理体制、労務・法務管理、危機管理体制、法令遵守など）
- (4) A L T 活用についての提案
- (5) その他

以上の項目を順に記入すること

7 提出要領

(1) 提出方法

持参または郵送

(2) 提出期限

① 応募書類

令和 7 年 1 2 月 1 1 日（木）正午まで（必着）

※応募書類の受領後、参加表明書に記載のメールアドレス宛に質問等に係るメールアドレスを送信します。また、1 次審査（書類審査）を行い、その結果を参加事業者電子メールにより通知します。

② 企画提案書等

令和 8 年 1 月 8 日（木）正午まで（必着）

※1 次審査（書類審査）の結果、認定された事業者のみ提出してください。

(3) 持参の場合は、土日祝日を除く、午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分までとします。

(4) 郵送の場合は、特定記録郵便又はレターパック等、配達日が記録される方法とします。

(5) 提出書類は返却しません。

(6) 書類作成等の経費は、全て事業者の負担とします。

8 質問回答

- (1) 企画提案書等の作成に関する質問については、令和8年度外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザルに関する質問書（様式第6号）を電子メールによる提出後、電話連絡をもって行うこととします。
- (2) 質問への回答については、全ての参加事業者に対し電子メールによる送付をもって行うこととします。
- (3) 質問書の提出期限は令和7年12月19日（金）正午とし、質問への回答は令和7年12月25日（木）までに行います。

9 審査方法、評価基準

- (1) 外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル選定委員会が、別紙2「評価基準」に基づき企画提案書等の書類の審査及びヒアリングによる審査を行い、選定することとします。
- (2) 応募者が4者以上の場合、事務局が別紙2「評価基準」における「業務実績」の点数による書類審査（1次審査）を行い、2次審査対象者（上位3者）を決定した上で、選定委員会がヒアリングを含めた最終審査（2次審査）を行うこととします。
- (3) ヒアリングによる審査は令和8年1月15日（木）頃を予定しています。また、1業者につき、提案時間15分以内、質疑10分程度、合わせて25分程度とします。
（ヒアリングの日時場所等は、対象者に別途通知します。）
- (4) 本プロポーザルへの参加資格を認定された事業者が1者以上ある場合、本プロポーザルは成立するものとします。ただし、1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。
- (5) ヒアリングは、プロポーザル参加表明書（様式第1号）が本市に届いた日時の遅い順番で行います。
（例えば、A社が12／9着、B社が12／10午前着、C社が12／10午後着の場合、C社⇒B社⇒A社の順にヒアリングを実施します。）

10 審査結果の通知及び公表方法、時期

審査結果については、令和8年1月21日（水）頃に、書面で参加事業者に通知するとともに、本市ホームページ上に選定された事業者名を公表する予定です。

11 契約方法

- (1) 選定された事業者は、提出された企画提案書等を踏まえ、本市と仕様の協議を行い、合意に至った場合に、提案上限額の範囲内で、令和7年度中に本市と委託契約を締結することとします。
- (2) 仕様の協議においては、提出された企画提案書等の内容を一部変更する場合があります。
- (3) 選定された事業者が辞退、または特別な理由（提出書類または提案内容に虚偽があること

が判明した場合など）により契約締結できない場合は、次点者と契約交渉をすることとします。

12 失格要件

- (1) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (2) 限度額を越える見積書の提出があった場合
- (3) ヒアリングの実施時刻に指定された会場にいなかった場合
- (4) その他審査の公平性を害する行為があったと認められる場合

13 日程

別紙3「令和8年度外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル日程」のとおりとします。

14 提出先、問い合わせ先

高槻市教育委員会 教育センター

〒569-0075

住所 大阪府高槻市城内町1-1

電話 072-675-0398

FAX 072-675-3241